

Ⅲ 漁 業

1 漁業基盤整備資金

① 漁 港

- | | |
|--------------|--|
| 1 資金の目的 | <p>漁港資金は、漁業の生産力の増大及び生産性の向上を図るため、その前提となる漁港基本施設及び漁港に必要不可欠な施設（機能施設）等を整備するための資金です。</p> <p>なお、漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設については、漁業集落環境整備事業、漁村再生交付金事業及び地域再生法第13条第2項の規定に基づくまち・ひと・しごと創生交付金事業を補完する非補助事業であっても融資を行っています。</p> |
| 2 資金の
使い途 | <p>漁港漁場整備法に基づき指定された漁港区域内にある次の施設の改良、造成、取得又は復旧</p> <p>(1) 基本施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外郭施設……防波堤，防砂堤，防潮堤，導流堤，水門，こう門，護岸，堤防，突堤，胸壁 ② 係留施設……岸壁，物揚場，係船浮標，係船くい，栈橋，浮栈橋，船揚場 ③ 水域施設……航路，泊地、漁具管理水域 <p>(2) 機能施設（漁港漁場整備法第3条の機能施設であって、漁港厚生施設、漁港管理施設を除きます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸送施設……鉄道，道路，駐車場，橋，運河，ヘリポート ② 航行補助施設……航路標識，漁船の入出港のための信号施設・照明施設 ③ 漁港施設用地……各種漁港施設を造るのに必要な敷地
(施設を造るのに必要かつ最小限度のものとしします。) ④ 漁船漁具保全施設…漁船保管施設，漁船修理場，漁具保管修理施設 ⑤ 補給施設……漁船のための給水，給氷，燃料供給，給電施設 ⑥ 増殖及び養殖用施設…水産種苗生産施設，養殖用餌料保管調製施設，養殖用作業施設，陸上養殖施設、廃棄物処理施設 ⑦ 漁獲物処理施設…荷さばき所，荷役機械，蓄養施設，野積場、仲卸施設、直売所 ⑧ 漁業用通信施設…陸上無線電信，陸上無線電話，気象信号所 ⑨ 漁港浄化施設…公害防止のための導水施設，その他浄化施設 ⑩ 廃油処理施設…漁船内で生じた廃油処理のための施設 ⑪ 廃船処理施設…漁船の破砕その他の処理のための施設 ⑫ 漁港環境整備施設…広場、植栽、休憩所、避難施設、避難経路、防災情報提供施設、その他漁港環境整備施設 ⑬ 水産倉庫，製氷冷凍冷蔵施設，加工場…加工流通構造改善に係るものに限り
ます。 |

- (3) その他漁港施設の保全又は利用上必要な施設…漁業集落道・連絡道，水産飲雑用水施設，漁業集落排水施設，防災安全施設

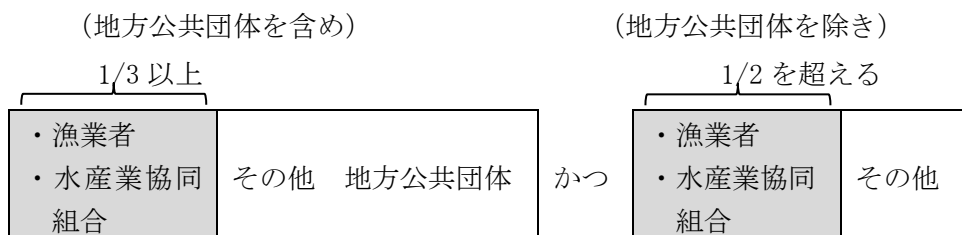
漁業集落環境整備事業，漁村再生交付金に係る事業，地域再生法に基づくまち・ひと・しごと創生交付金に係る事業を対象とします。

ただし，漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設については，これらの事業を補完し，かつ，当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められる場合に限り，非補助であっても対象となります。

- (注) 1 地方公共団体が行う漁港基本施設又は漁港機能施設に係る事業に対して，漁協又は漁連が負担する負担金も融資の対象となります。
- 2 漁港の区域外にある上記漁港施設と同種のものであって，漁港漁場整備法第 40 条の規定により水産政策審議会の審議を経て漁港施設とみなされたものは融資の対象となります。
- 3 海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設のうち，漁港漁場整備法に基づく指定漁港の区域内にあって，漁港漁場整備法による漁港基本施設と同種のもの融資の対象となります。
- 4 港湾法第 39 条第 1 項第 5 号に規定する漁港区の区域内にある基本施設，機能施設(航行補助施設，漁船漁具保全施設，漁業用通信施設，漁港厚生施設，漁港管理施設を除きます。)は融資の対象となります。ただし，輸送施設及び漁港浄化施設については水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱(令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2556 号農林水産事務次官依命通知)の別表 1 に掲げる加工流通構造改善目標に係る施設の整備に限り

3 借入者の 資格

- (1) 水産業協同組合(漁業生産組合を除きます。)
- (2) 漁業者及び水産業協同組合がその構成員又はその資本金(基本財産を含みます。)につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体(漁業者及び水産業協同組合がその構成員又はその資本金(基本財産を含みます。)につき地方公共団体に係るものを含む全体の 1/3 以上を占めるものに限り。)



- (3) 漁業を営む者

(注) 1 団体にあっては，事業を共同で行い又は事業に要する経費を共同で負担する場合において，構成員の全員又は一部に連帯債務として貸し付けるものに限り。

- 2 漁業を営む者については，漁業集落環境整備事業，漁村再生交付金に係る事業又はまち・ひと・しごと創生交付金に係る事業を補完し，かつ，当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められる非補助事業を行う方に限り。

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を 含みます。)	据置期間	貸付限度額
20 年以内	3 年以内	借入者の負担する額の 80% (漁業集落排水施設は借入者負担額の 100%)

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

借入申込みに
必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1 - 5
ウ	借入申込書別紙（漁港基本施設・その他施設）	C 1 - 40

(注) 様式番号（上の例ではC 1 等）は公庫で定めたものです。（以下同じです。）

(2) 添付書類

ア 最近 3 か年の事業報告書及び主要勘定科目の明細表

イ 最新の合計残高試算表

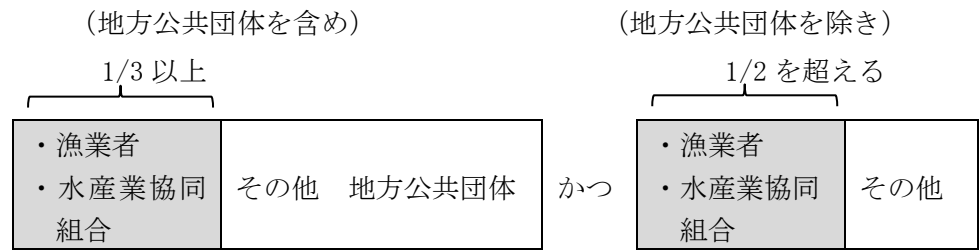
ウ 当該年度の事業の設計書（主要工事図面を含みます。）

(注) 補助事業（都道府県単独補助を含みます。）、地方公共団体営事業の場合は提出の必要はありません。

エ 事業箇所を年度別に区分した平面図

② 漁場整備

- | | |
|--------------|---|
| 1 資金の目的 | <p>水産物を今後とも安定的に供給するためには、わが国周辺水域における漁業生産力を高め、資源の効率的利用を図ることが必要不可欠です。</p> <p>このためには、種苗放流、魚礁漁場・増殖場造成等の人為的な手法による資源の積極的回復、漁場生産力の向上等に努め、つくり育てる漁業を一層推進する必要があります。本資金はつくり育てる漁業の推進を金融面で支援します。</p> |
| 2 資金の
使い途 | <p>(1) 漁場の改良・造成・復旧</p> <p>ア 魚礁設置、藻場・干潟等造成、離岸堤・消波堤等の設置、浚渫、作れい、覆土、水路掘削、耕うん、整地、堆積物除去、投石、岩礁爆破、魚道設置、湖沼底耕うん改良造成、河床改良等</p> <p>イ 水産動植物の種苗の生産放流事業</p> <p>① 種苗の生産放流事業は、放流に伴う漁場整備費、種苗生産費（親魚購入費を含みます。）又は種苗購入費、種苗の輸送及び投入等に要する経費を対象とします。</p> <p>② 融資の対象となる事業は、漁場改良造成等と有機的関連のもとに実施されるものや種苗放流前の有害物除去・耕うん等の漁場整備と併せて行われるものであることが望ましいです。</p> <p>(2) 水産種苗生産施設（親魚の捕獲、採卵、採苗、ふ化、育成、輸送に係る施設）の改良・造成・取得・復旧</p> <p>原則として、放流用種苗の生産施設（中間育成施設を含みます。）を対象としますが、放流用及び養殖用双方の種苗生産を目的とする事業の場合には、放流用種苗が過半を占めるものを対象とします。</p> <p>(3) 漁場環境の保全のための施設（廃棄物処理施設、廃船処理施設、魚付林、土砂防備林等）の改良・造成・取得・復旧</p> <p>（注）地方公共団体が行う上記事業に対して、漁協又は漁連が負担する負担金も融資の対象となります。</p> |
| 3 借入者の
資格 | <p>(1) 水産業協同組合</p> <p>(2) 漁業者及び水産業協同組合がその構成員又はその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（漁業者及び水産業協同組合がその構成員又はその資本金（基本財産を含みます。）につき地方公共団体に係るものを含む全体の1／3以上を占めるものに限りま。</p> |



(3) 漁業者若しくは水産業協同組合又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で水産業の振興を目的とするもの

(注) 団体にあっては、事業を共同で行い又は事業に要する経費を共同で負担する場合において、構成員の全員又は一部に連帯債務として貸し付けるものに限りします。

(4) アイヌ農林漁業対策事業を共同で行う漁業者（漁業協同組合を通じて転貸する場合に限りします。）

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
20 年以内	3 年以内	借入者の負担する額の 80%

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

借入申込みに
必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1－5
ウ	借入申込書別紙	C 1－40

(2) 添付書類

- ア 見積書又は契約書（写し）
- イ 事業地位置図（1／50,000 地図等に事業地・海域等を表示します。）
- ウ 最近3か年の事業報告書及び主要勘定科目の明細表
- エ 最新の合計残高試算表

2 漁業経営改善支援資金

① 経営改善

1 資金の目的	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、漁業者が「漁業経営の改善に関する計画」に従って行う漁船の建造・取得・改造、漁具の取得、漁業用施設の改良・造成・取得、長期運転資金及び共同利用施設の改良・造成・取得につきご利用いただける資金です。				
2 資金の 使い途	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営の改善に関する計画に従って行う事業であって、次に掲げるもの (1) 漁船（木船を除きます。）の改造、建造又は取得（注1） (2) 漁業者が漁業経営の改善のために行う漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に必要な次の資金（いわゆる長期運転資金） ① 漁船漁業用施設、海面養殖施設、内水面養殖施設等の漁業経営の改善に必要な施設のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 ② 魚種・漁場・漁期・漁法を転換するために必要になる施設の取得に必要な資金 ③ 水産物の需要を開拓するための調査及び開発に必要な資金 ④ 漁業経営の改善のために必要で、水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な薬品費、艀装費その他の費用に必要な資金 ⑤ 漁業を営む法人の株式若しくは持分の取得又は漁業を営む法人への出資に必要な資金 (3) 漁業者の共同利用に供する施設であって、改善計画の認定を受けた漁業者が専ら使用するものの改良、造成又は取得 (4) 漁具の取得（注2） (5) 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設、その他漁業経営の改善のための措置に必要な施設の改良、造成又は取得 （注）1 老朽化した漁船の代船の建造又は取得にあつては、原則として9年以上経過した漁船の代船とします。 2 漁具は、漁網網（漁網網と一体となって漁具を構成する浮子、沈子、オッターボード等を含みます。）とします				
3 借入者の 資格	<table border="1"> <tr> <td>(1)・漁船 ・長期運転資金等 ・漁具 ・施設（共同利用施設を除きます。）</td><td> ① 漁業を営む個人又は法人 ② 漁業生産組合 ③ 漁業を営む漁業協同組合 （注）漁協を通じて転貸を受けることもできます。 </td></tr> <tr> <td>(2)・共同利用施設</td><td> ① 上記(1)の①、②に該当する者 ② 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 ③ 一般社団法人 </td></tr> </table>	(1)・漁船 ・長期運転資金等 ・漁具 ・施設（共同利用施設を除きます。）	① 漁業を営む個人又は法人 ② 漁業生産組合 ③ 漁業を営む漁業協同組合 （注）漁協を通じて転貸を受けることもできます。	(2)・共同利用施設	① 上記(1)の①、②に該当する者 ② 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 ③ 一般社団法人
(1)・漁船 ・長期運転資金等 ・漁具 ・施設（共同利用施設を除きます。）	① 漁業を営む個人又は法人 ② 漁業生産組合 ③ 漁業を営む漁業協同組合 （注）漁協を通じて転貸を受けることもできます。				
(2)・共同利用施設	① 上記(1)の①、②に該当する者 ② 漁業協同組合、漁業協同組合連合会 ③ 一般社団法人				

4 貸付条件

(1) 償還期限
据置期間

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間
18 年以内	3 年以内

(2) 貸付限度額

区分				貸付限度額		
				融資額	融資率	
中小漁業（注 1）				負担額の 80% ただし、漁船の改造、建造又は取得であって、負担額の 80% が 1 隻当たり 30 億円を超える場合は、1 隻当たり次のア及びイに掲げる額の合計額とする。（注2） ア 30 億円 イ 負担額の 80%に相当する額から 30 億円を差し引いて得た額の 2 分の 1 に相当する額		
沿岸漁業（中小漁業以外の漁業）	漁船	総トン数 10 トン以上	近海かつお・まぐろ漁業	1 隻当たり 3 億円（6 億円限度）	80%	100% （注4） （注5）
			底びき網漁業			
			さんま漁業			
			その他漁業	1 隻当たり 1 億 2,000 万円（2 億 4,000 万円限度）		
		総トン数 10 トン未満		1 経営体当たり 個人 3,000 万円 法人 6,000 万円（注 3）		
	転資金等	長期運		定置漁業を営む者	1 経営体当たり 2 億円	100% （注6）
		長期運		養殖業を営む者	1 経営体当たり 4 億円	
		長期運		その他	1 経営体当たり 8000 万円	
		長期運				
	漁具	一般		1 漁労体当たり 1,000 万円（3,000 万円限度）	80%	
		特認（定置漁業）		1 漁労体当たり 1 億円（2 億円限度）		
	施設（共同利用施設を除く）	定置漁業を営む協業法人（構成員 10 名以上）		1 経営体当たり 1 億 4,000 万円		
		養殖業を営む法人		1 経営体当たり 3 億円		
		その他漁業を営む者		1 経営体当たり 個人 3,000 万円 法人 6,000 万円		
共同利用施設						

担保を融資対象物件のみとし、保証を経営責任者のみとすることができる融資推進事業が設けられていますので、詳しくは、公庫等にご照会ください。

- (注) 1 総トン数 20 トン以上の漁船を使用して行う漁業（いわゆる中小漁業）又は漁労体を構成する漁船の合計総トン数が 20 トン以上の漁業
- 2 漁業・養殖業復興支援事業に係る特例は、1 隻当たり 15 億円又は負担額の 100%に相当する額のいずれか低い額。漁業・養殖業復興支援事業に係る特別措置については、令和 8 年 3 月 31 日までに漁業復興計画の認定を受ける必要があります。
- 3 定置漁業又は養殖業を営む協業法人で、構成員が概ね 10 名以上であるものは、1 億 4,000 万円
- 4 資源管理に取り組む者が、船齢が法定耐用年数を超える漁船の代船を改造・建造又は取得する場合

- 5 漁業構造改革総合対策事業及び漁業・養殖業復興支援事業に係る場合。漁業構造改革総合対策事業に係る特例措置については、令和9年3月31日までに改革計画の認定を受ける必要があります。また、漁業・養殖業復興支援事業に係る特別措置については、令和8年3月31日までに漁業復興計画の認定を受ける必要があります。

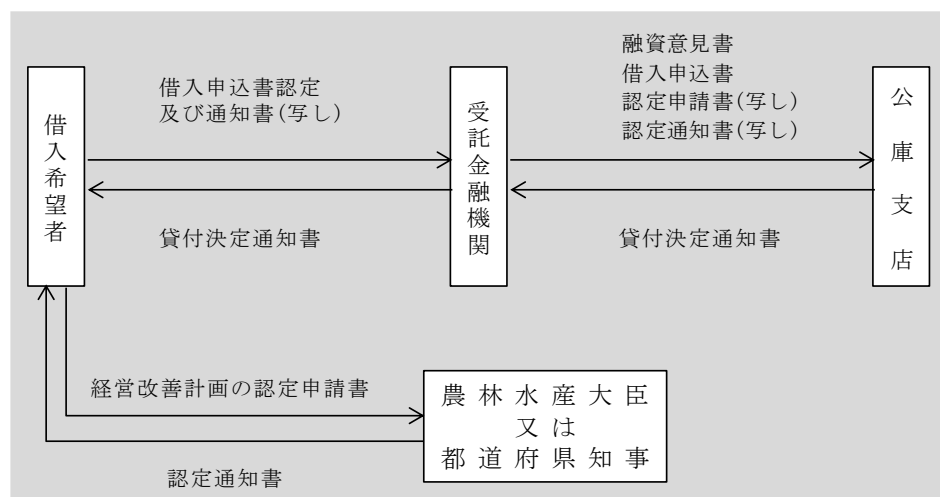
- 6 (注) 4 と併せて借り入れる場合

(3) その他

漁業経営の改善に関する計画の認定前の貸付決定はできません。

最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



借入申込みに
必要な書類

次の書類を信漁連等受託金融機関に提出してください。

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1－5
ウ	改善計画認定申請書（写し）	申込初年度のみ提出し てください。
エ	改善計画認定通知書（写し）	
オ	漁業協同組合等の意見書等（写し）	
カ	改善計画変更申請書（写し）	変更認定を受けた場合 に提出してください。
キ	改善計画変更認定通知書（写し）	

（注）改善計画認定申請書，改善計画変更申請書は，「漁業経営改善制度の運用について」（平成14年7月1日付け14水漁第739号水産庁長官通知）に定めています。

また，漁業構造改革総合対策事業に基づき漁船を改造，建造又は取得する場合は別途必要書類を提出していただきます。

(2) 添付書類

① 必ず提出。ただし，既に提出済みか，又は他と共用の場合は不要。

- ア 見積書又は契約書（写し）
- イ 最近3か年の事業報告書及び主要勘定科目の明細表
- ウ 最新の合計残高試算表
- エ 漁業許可証，承認証（写し）
- オ 担保不動産等の登記簿謄本，位置図
- カ 保証人調書

② 必要に応じて提出。

- ア 被代船，使用漁船，所有漁船の漁船原簿謄本
- イ 釣払（延払）契約書（写し）
- ウ 自己資金調達のための資産換金を行う場合の売買（仮）契約書（写し）
- エ 商業登記簿謄本及び定款（写し）（法人の場合）
- オ 融資対象施設の図面

② 整 備

- | | |
|--------------|---|
| 1 資金の目的 | 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第6条の規定に基づく整備計画に従って行われるものであって、漁船の隻数縮減に伴う補償金及び資源管理協定を実施するために資金が必要な際にご利用いただける資金です。 |
| 2 資金の
使い途 | <p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第6条の規定に基づく整備計画に従って行われる事業であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 次に掲げる業種に係る漁船の隻数の縮減に伴う補償金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 沖合底びき網漁業 ② ニュージーランド沖合で操業する遠洋底びき網漁業 ③ かつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上） ④ 中型さけ・ます流し網漁業 ⑤ 小型さけ・ます流し網漁業（日本海） ⑥ ニュージーランドいか釣り漁業 ⑦ 小型さけ・ます流し網漁業（太平洋） <p>(2) 資源管理協定（漁業法（昭和24年法律第267号）第124条）に従って漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備を行う場合において、当該整備に係る費用を負担するのに必要な資金</p> <p>（注）整備計画として農林水産大臣の認定を受けたものに限りします。</p> |
| 3 借入者の
資格 | <ul style="list-style-type: none"> ① 漁業を営む個人又は法人 ② 漁業生産組合 ③ 漁業を営む漁業協同組合 ④ 資源管理協定により減船、休漁等を実施するものが属する漁業協同組合、漁業協同組合連合会等水産業協同組合及び一般社団法人（(2)の事業に限りします。） <p>（注）①～③については、漁協及び整備計画の認定を受けた一般社団法人を通じて転貸を受けることもできます。</p> |

4 貸付条件

区分	償還期限 (据置期間を 含みます。)	据置期間	貸付限度額
(1)の事業	10年以内 (特認15年)	3年以内 (特認5年)	借入者の負担する額の80%
(2)の事業	15年以内	5年以内	借入者負担額は資源管理協定に参加する1漁業者1年当たり1,500万円(5年限度)として算出した額もしくは1資源管理協定当たり7億円のいずれか低い額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

借入申込みに
必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙(事業費支払予定表)	C1-5
ウ	補助金交付申請書(写し)	

(2) 添付書類

① 必ず提出。ただし、既に提出済みか、又は他と共用の場合は不要。

ア 商業登記簿謄本及び定款(写し)(法人の場合)

イ 漁業許可証, 承認証(写し)

ウ 使用漁船, 所有漁船の漁船原簿謄本

エ 最近3か年の事業報告書及び主要勘定科目の明細表

オ 最新の合計残高試算表

カ 担保不動産等の登記簿謄本, 位置図

キ 保証人調書

② 資源管理協定に基づく減船, 休漁等に係る借入の場合, 該当する方を必ず提出。

ア 認定済の資源管理協定

イ 認定済の整備計画(写し)

③ 必要に応じて提出。

ア 再編整備等推進支援事業実施要領の運用について(水産庁漁政部長通知)第3の4に定める助成金の交付手続に際し作成された書類

3 漁業経営安定資金

① 償還円滑化

1 資金の目的	漁業経営安定計画に基づき、漁船の建造・取得と公庫資金の負債の整理を一体的に行おうとする漁業者が利用できる資金です。
2 資金の 使い途	漁業経営安定計画（注）の達成に必要な資金であって、公庫資金の負債の支払に必要な資金。 ただし、対象となる公庫資金は次のものに限ります。 1 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 2 漁具、その他漁業経営に必要な資材・施設の取得・設置に必要な資金
3 借入者の 資格	(1) 漁業経営安定計画の認定を受けた漁業者 (2) 漁業協同組合（(1)に掲げる者に転貸する場合に限ります。） （注）漁業経営安定計画とは、水産庁通知で規定される漁業経営の安定を図るための計画です。 本資金の借入に当たっては、以下の要件を満たす計画を作成し、水産庁長官の認定を受ける必要があります。 （認定の要件） ① 5年以内に漁船の建造・取得を行うことが計画に盛り込まれていること ② 漁業経営診断会の経営診断を受診して計画が作成されていること ※漁業経営診断会は、水産庁通知に基づき、水産庁や、漁業構造改革総合対策事業に係る中小漁業経営支援協議会に置かれます。 ③ 付加生産額又は従業員1人当たりの付加生産額のいずれかについて漁船の建造・取得の後の5年間の伸び率が15%以上となることが確実と見込まれること ※付加生産額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額です。 ④ 漁業所得が総所得の過半を占めていること（法人にあっては漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めていること）又は漁業粗利益が200万円以上であること（法人にあっては漁業に係る売上高が1,000万円以上であること） ※ここでいう法人は、漁業生産組合、株式会社、持分会社及び水産業協同組合法第17条により漁業を営む漁業協同組合です。 ⑤ 個人の60歳以上の漁業者については、後継者が漁業に従事しており、かつ、当該後継者は将来も主として漁業に従事する見込みがあること ⑥ 直近の貸借対照表において債務超過でないこと。また、計画期間終了時の貸借対照表において債務超過が解消されることが確実と見込まれること ※直近の貸借対照表は、計画期間内で民間金融機関が与信枠を維持することが確実な場合は、当該与信枠を資本勘定とみなして作成できます。 ⑦ 過去5か年（災害等の特殊年を除く。）平均の償却前営業利益が黒字であること ⑧ 民間金融機関から、当該機関が融通する長期資金については返済計画の変更又は既往債務の借換え以上の支援が行われ、かつ、短期資金については残高維持以上の支援が行われることについて合意があること

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を 含みます。)	据置期間	貸付限度額 (注 1)
15 年以内	3 年以内	漁業経営安定計画の計画期間中の 5 年間で支払われる負債に係る支払金の合計額又は漁業経営診断会の経営診断を申請した時点で所有していた漁船の隻数に、次の区分に応じた金額を乗じて得た額のいずれか低い額 (注 2) 総トン数 20 トン以上の漁船 1 隻当たり 5,000 万円 総トン数 20 トン未満の漁船 1 隻当たり 3,000 万円

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

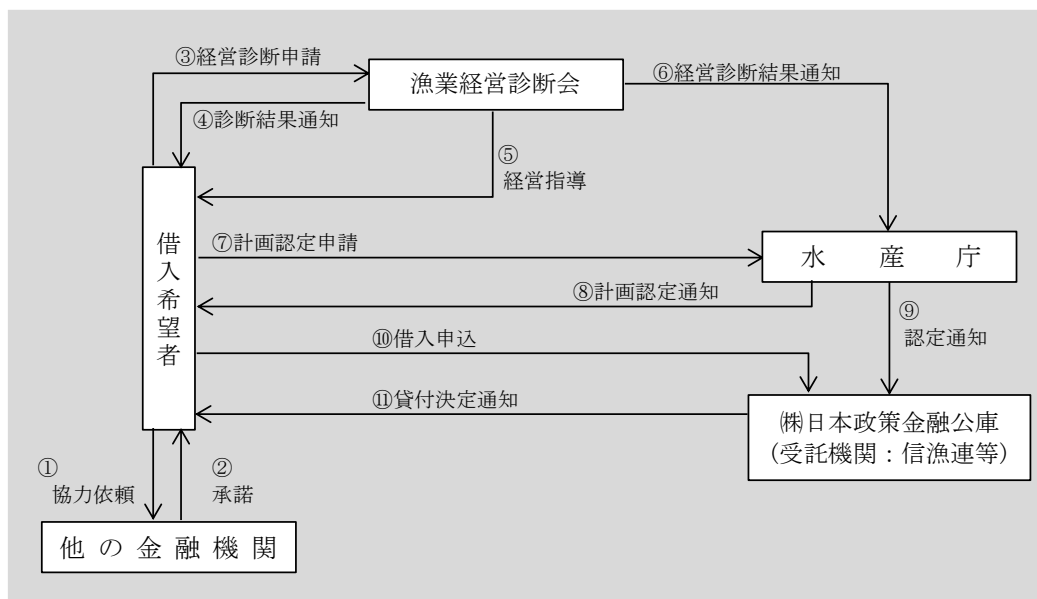
(注) 1 貸付限度額は、既往の本資金借入金残高と通算します。

2 まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、沖合底びき漁業に使用する漁船の場合は、特認として

総トン数 20 トン以上の漁船 1 隻当たり 1 億円

総トン数 20 トン未満の漁船 1 隻当たり 6,000 万円が措置されています。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



※番号は、一般に想定される手順を示しています。

借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書
イ	「漁業経営安定計画書」及び「認定通知」(写し)

(2) 添付書類

- ア 商業登記簿謄本(法人の場合)
- イ 定款(法人の場合)
- ウ 漁業許可証, 承認証等(写し)
- エ 漁船原簿謄本(被代船, 所有漁船及び使用漁船)
- オ 最近3か年の事業報告書
- カ 最近の試算表及び主要勘定科目の明細表

② 再建整備

- | | |
|--------------|---|
| 1 資金の目的 | 既存債務の借換え等により漁業経営の再建整備を図ろうとする沿岸漁業者の方々に、経営再建に必要な資金をあわせてご融資する制度です。 |
| 2 資金の
使い途 | <p>(1) 漁業用燃油・餌料・養殖施設その他漁業経営に必要な資材や施設を取得し、又は設置するのに必要な資金を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金。ただし、次の資金を除きます。</p> <p>ア 漁業近代化資金その他の国や地方公共団体が利子補給を行っている資金</p> <p>イ 沿岸漁業改善資金その他の国や地方公共団体が融通する資金</p> <p>ウ 公庫その他の政府関係金融機関が融通する資金</p> <p>(注) 負債の軽減措置については、極力関係金融機関等の協力による貸付条件の緩和等により措置するものとし、本資金による借換え措置は他に適当な方法がない場合に限られます。</p> <p>なお、公庫既往貸付金の条件緩和措置は、他の債権者の条件緩和措置状況を勘案し、再建整備を図る上で真に止むを得ない場合に限りします。</p> <p>(2) 漁業経営再建期間中に必要な漁業用燃油・餌料・養殖用種苗・漁具その他資材の取得あるいは養殖施設の設置などに必要な資金であって他の制度資金により難しいもの</p> |
| 3 借入者の
資格 | <p>個人にあつては次の(1)～(4)、法人（漁業生産組合、合名会社、合資会社又は株式会社に限りします。）にあつては(1)、(2)、(5)及び(6)の要件を備えた沿岸漁業者であつて、再建整備計画について都道府県知事の認定を受けた者</p> <p>(1) 業種の転換、経営の合理化等によっておおむね3年以内に漁業経営の再建整備が図られる見込みのあると認められるもの（共通）</p> <p>(2) 漁業協同組合の組合員たる資格を有するもの（共通）</p> <p>(3) 個人であつてその者の平年度の総所得のうち漁業所得が過半を占めるもの</p> <p>(4) 個人であつてその者（その者が60歳以上である場合には、その後継者）が現に主として沿岸漁業に従事しており、将来とも見込みがあると認められるもの</p> <p>(5) 法人であつて漁船漁業を営む者にあつては総トン数20トン未満の動力船を使用して漁業を営むもの</p> <p>(6) 法人であつて漁船漁業を営む者にあつては、平年度の総事業収入のうち沿岸漁業による事業収入が過半を占めるもの</p> <p>(注) 漁協を通じて転貸を受けることができます。</p> |

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を 含みます。)	据置期間	貸付限度額（注）
20 年以内	3 年以内	個人 750 万円 （特認 1,500 万円 一定規模以上 3,500 万円） 法人 1,500 万円 （特認 3,000 万円 一定規模以上 4,500 万円）

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

（注）1 特認とは、次の要件の全てに該当すると知事が認定した場合をいいます。

ア 漁業共同利用施設の整備（水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）の別表1経営構造改善目標の項メニューの欄に掲げる漁業共同利用施設の整備に該当するものを言います。）が実施されている市町村の区域内に住所を有する沿岸漁業者であって、その者の漁業経営規模又は漁業所得規模が当該市町村内の沿岸漁業者の平均規模以上であること。

イ 漁業経営再建整備計画が漁業共同利用施設の整備に則して業種の転換・経営の合理化等を図ろうとするものであり、かつ、次の要件のいずれかに該当するものであること。

（ア）未利用資源又は未利用漁場の開発を図る計画であるもの

（イ）高度な漁業技術の導入を図る計画であるもの

（ウ）基幹となっている漁業種類の相当部分を転換し、資源の培養又は適切な管理を行う漁業の推進を図る計画であるもの

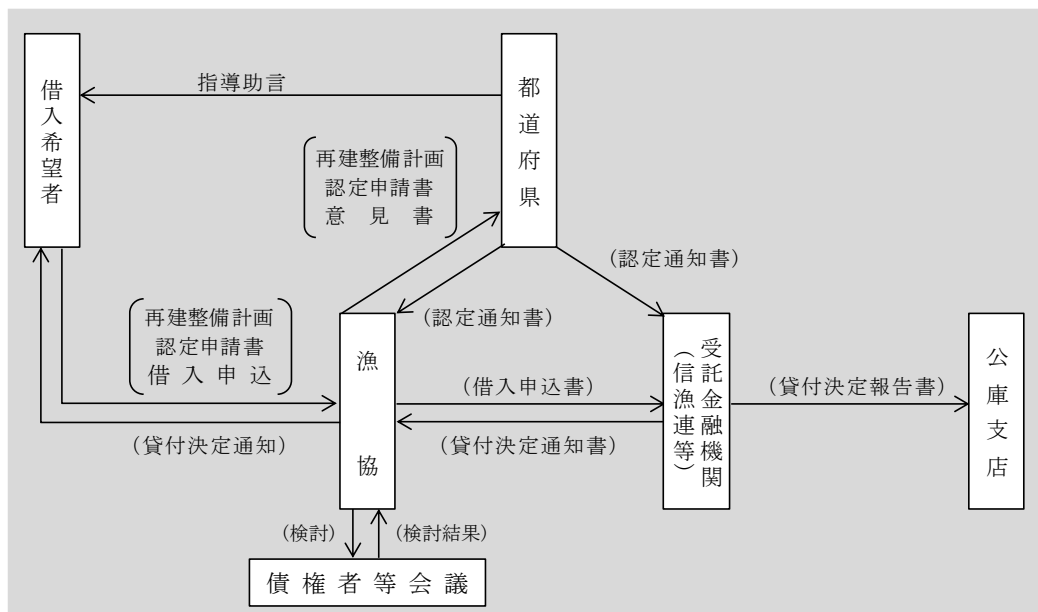
2 一定規模以上とは、1の要件を備え、かつ次のア、イのいずれかの場合

ア 漁船漁業者の場合、総トン数5トン以上の動力船を使用する者

イ 養殖業など漁船漁業以外の漁業者の場合、総トン数5トン以上の動力船を使用して漁業を営む漁船漁業者に相当する経営規模を有するものとして、都道府県知事の認定を受けた者

3 貸付限度額は、他の漁業経営安定資金とは通算しません。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



(注) 都道府県知事は再建整備計画の認定に当たっては、県担当主務課・公庫・信漁連・関係融資機関を構成員とする協議の場を設け、その場において構成員全員の合意を得ることになっています。

6 留意事項

- (1) 再建整備計画認定申請には、次の文書の添付が必要となります。
 - ア 既貸付金の貸付条件緩和等の措置を約束した債権者がある場合には、その旨を明らかにした文書
 - イ 再建整備計画の達成に支障を及ぼすような権利の行使を経営再建整備期間内においては行わない等の約束をした全債権者からの文書
- (2) この資金を借り入れた方は、再建整備計画期間中、毎年度の漁業経営再建整備状況報告書を作成し、所属組合長を経由して知事に提出しなければなりません。
- (3) 次に掲げるような場合には、再建整備計画の認定が取り消されますので注意してください。
 - ア 認定申請の取り下げのあったとき。
 - イ 公庫に対し借入申込みの辞退届が提出されたとき。
 - ウ 認定後に申請書の不実記載（貸付けの適格性を失う程度のもの）が発見されたとき。
 - エ 再建整備計画の達成が困難と認められたとき。
 - オ 再建整備計画の達成に関する都道府県知事の勧告に従わないとき。

借入申込みに
必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書
イ	「漁業経営再建整備計画認定申込書」(写し) (認定通知書は、都道府県知事から公庫あて直接送付されます。)

(2) 添付書類

- ア 商業登記簿謄本(法人の場合)
- イ 定款(法人の場合)
- ウ 最近3か年の事業報告書
- エ 最近の試算表及び主要勘定科目の明細表
- オ 整理する負債が確認できる書類(借用証書、残高証明書(写し)等)

4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）
（水産施設，災害復旧）

資金の目的

本資金は，漁業者が漁具の取得や養殖施設，水産物処理加工施設等を設置する場合にご利用いただける資金です。また，災害に被災した漁船の復旧や漁具，養殖施設等の改良・造成・取得にもご利用いただけます。

A 水産施設

1 資金の
使い途

次の施設の改良・造成・取得

- (1) 漁 具
- (2) 漁場改良造成施設
- (3) 海面養殖施設……養殖用筏設備，養殖池，養殖作業用船舶，給餌施設，
処理加工施設，人工採苗施設，運搬船等
- (4) 漁船漁業用施設……水産物処理加工施設，作業場等
- (5) 漁業生産環境施設……水産廃棄物等処理施設，簡易給水施設等
ただし，沿岸漁業構造改善事業，漁業経営構造改善事業又は水産業経営構造改善を実施した
地区を有する市町村の区域において設置する場合に限ります。
- (6) 内水面養殖施設……ふ化室，養魚池等
(注) 海面養殖施設のうち真珠貝養殖施設には養殖用筏のほか，母貝及び核の購入資金もそ
れぞれ単独で融資の対象となりますが，年次別生産計画に基づき必要な範囲とします。

2 借入者の
資格

常時使用する従業員の数が 300 人以下であり，かつ，その使用漁船の合計総トン
数が 3,000 トン以下である個人又は会社・漁生組等の法人
(注) 1 漁協・水産加工協・農協を通じて転貸を受けることもできます。
2 真珠養殖施設の場合は，所有する養殖用本筏台数（借入れにより取得しようとする本
筏台数を含みます。）が 500 台未満である者に限ります。

3 貸付条件
(1)償還期限

償還期限（据置期間を含みます。）	据置期間
15 年以内	3 年以内

(2) 貸付限度額

施 設 名		貸付限度額（次のいずれか低い額）	
		融 資 額	融資率
漁具	一 般	2,000 万円×漁ろう体数 (6,000 万円が限度)	80%
	15 トン以上の漁船により行うまき網漁業	1 漁ろう体を経営する者 2 億円 2 漁ろう体以上を経営する者 4 億円	
	定 置 漁 業	3 億円×漁ろう体数 (6 億円が限度)	
漁 場 改 良 造 成 施 設		限度額なし	
海面養殖施設	陸 上 養 殖 施 設	3 億円	
	そ の 他	漁業生産組合 7,200 万円 その他 3,600 万円	
漁 船 漁 業 用 施 設	一 般	5,000 万円	
	水産物処理加工施設	3 億円	
漁 業 生 産 環 境 施 設		限度額なし	
内水面養殖施設	一 般	個人 2,500 万円 法人 5,000 万円	
	水産関係地方公共団体 交付金等交付等要綱の別 表 1 に掲げる資源増殖目 標に係る施設（補助）	限度額無し	

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

借入申込みに

必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1 - 5

(2) 添付書類

① 必ず提出。ただし、既に提出済か、又は他と共用の場合は不要。

ア 見積書又は契約書（写し）

イ 最近 3 か年の事業報告及び主要勘定科目の明細表

ウ 最新の合計残高試算

② 必要に応じて提出。

ア 仕様書及び設計書（主要工事図面を添付）

イ 釣払（延払）契約書（写し）

B 災害復旧

1 資金の 使い途

- (1) 被災した漁船の復旧
- (2) 被災した漁具，内水面養殖施設（ふ化室，養魚池等），海面養殖施設（養殖用筏設備，養殖池，養殖作業用船舶，給餌施設，処理加工施設，人工採苗施設，運搬船，母貝，核等），漁船漁業用施設（水産物処理加工施設，作業場等）の改良・造成・取得

2 借入者の 資格

漁業を営む者であって，その常時使用する従業員の数が 300 人以下であり，かつ，その使用漁船の合計数トン数が 3,000 トン以下である個人又は会社・漁生組等の法人

（注）漁協・水産加工協・農協を通じて転貸を受けることもできます。

3 貸付条件 (1) 償還期限

償還期限（据置期間を含みます。）	据置期間
15 年以内	3 年以内

(2) 貸付限度額

区分			貸付限度額	
			融資額	融資率
漁 船	20 トン 以上	一般	1 隻当たり 4 億 5,000 万円	80%
		特認（まき網漁業）	1 隻当たり 8 億 5,000 万円	
		（単船まき網漁法）	1 隻当たり 11 億円	
		（遠洋かつお・まぐろ漁業）	1 隻当たり 6 億円	
		（遠洋かつお漁船でブライン凍結施設を設置）	1 隻当たり 8 億円	
	20 トン未満		1 隻当たり 1,000 万円	
その他施設	一般		1 施設当たり 300 万円	
	特認		1 施設当たり 600 万円	

（注） 融資額欄のその他施設における「特認」は，災害復旧に要する費用や資金の調達の状況等からみて融資限度額を引き上げなければ，当該災害復旧事業の実施が困難と認められる場合に適用されます。

※ 最新の貸付利率は，公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

借入申込みに
必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1－5

(2) 添付書類

- ア 災害証明書
- イ 商業登記簿謄本及び定款（写し）（法人の場合）
- ウ 最近3か年の事業報告書及び主要勘定科目の明細表
- エ 最新の合計残高試算表

5 水産加工資金

1 資金の目的

近年の国際的な水産資源の保存・管理措置の強化，わが国周辺水域での資源状況の悪化など，水産加工品の原材料の供給事情は一段と厳しさを増し，さらに水産加工品の輸入の増大による競争の激化が見られることから，近海資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進，水産加工業の体質強化を進めるための制度です。

2 資金の
使い途

(1) 指定水産動植物

事業地の 指定都道府県	沖縄県を除く全ての都道府県で行う事業が対象となります。
原材料魚種の 指定	下記の指定魚種のいずれかを，またそのいくつかを使用する事業にご利用いただけます。また，指定魚種のすり身など一次加工品を使用する場合も対象となります。
	あきさけ，あじ，いわし，かつお，かれい，さば，さんま，すけとうだら，たい，ぶり，まぐろ，まだら，いか，たこ，かき，ほたてがい，海藻類
対象事業	次の事業を行うための，施設の改良，造成，取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得に要する費用が融資の対象となります。
	1 食用 ○製造又は加工の共同化 加工品の製造，保管，残滓処理等を共同で行うための施設の共同化，加工団地への移転のための事業など ○原材料又は製品の転換 原材料の変更又は製品の変更による加工場の建設，機械の導入など ○合併又は営業の譲受け 他の水産加工業者との合併により製造施設を改良する事業，他の水産加工業者からの営業の譲受けにより施設を統合・合理化を行うための事業など ○新製品・新技術の開発又は導入 新製品（内容や形態等に新規性があると認められる製品）・新技術（製品の品質向上又はコストを引き下げる技術，新製品を製造するための技術の導入）の開発・導入のための事業など 2 食用に通常供しない水産加工品の製造を行うための施設を取得する事業等

(2) 低・未利用水産動植物

事業地の指定都道府県及び原材料魚種の指定	都道府県（事業地）…本社所在地ではなく融資対象事業を行う事業地	
	1 いさき	長崎県
	2 うばがい	北海道、青森県
	3 えい	北海道
	4 えそ	愛媛県、山口県
	5 おきあみ	岩手県、宮城県
	6 このしろ	千葉県
	7 しいら	富山県、高知県、長崎県
	8 とびうお	長崎県
	9 にぎす	石川県
	10 にしん	北海道
	11 はたはた	兵庫県、鳥取県
	12 ほや	北海道、岩手県、宮城県
	13 ぼら	宮崎県
対象事業	上記魚種を原材料とし、食用水産加工品としての利用が相当程度促進されることが見込まれる特定の都道府県において、当該魚種を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の事業に必要な施設の改良，造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得	

〔留意事項〕

- (1) 融資対象となる施設は、食用水産加工品の生産に必要な水産加工機械，加工場建物，倉庫，冷蔵庫，残滓処理施設，排水処理施設，付帯設備等ですが，施設に係る必要最小限の用地取得費も融資対象とすることができます。
- (2) 借入希望者の住所が対象区域外にある等の場合であっても，施設を対象区域内に設置するものについては融資の対象となります。
- (3) 冷蔵庫・倉庫などの原材料保管施設，残滓処理施設等の単独設置や水産加工用機械等の単独取得であっても，本資金の目的を達成するために必要な事業であると認められる場合には，融資の対象となります。

3 借入者の
資格

- (1) 水産加工業を営む者（(2)の組合を通じて転貸を受けることもできます。）
(2) 水産業協同組合、中小企業等協同組合

※中小企業者に限ります。
中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（従業員のみのみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。
ただし、公庫法第2条第3号に列举されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。
(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

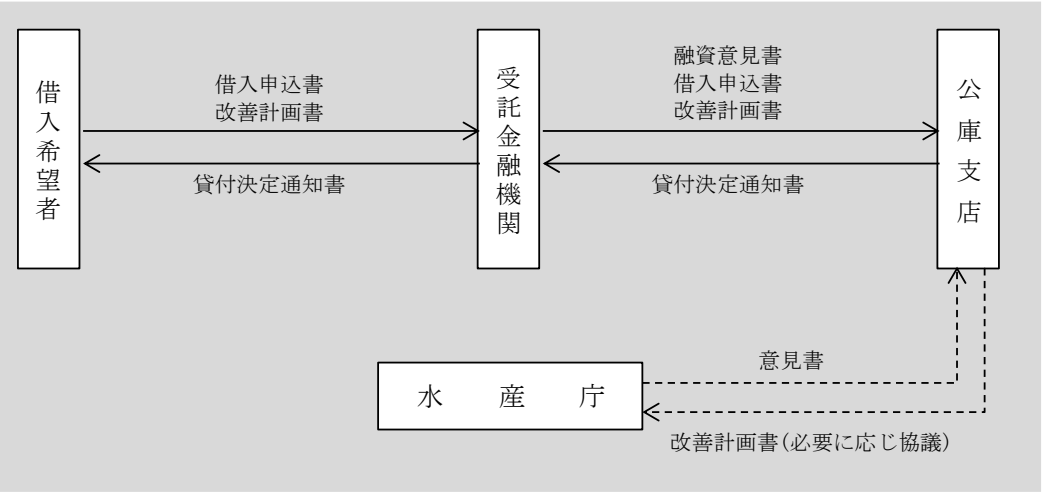
判定項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額	
25 年以内 (10 年を超えるものに 限ります。)	3 年以内	資本の額又は出資 の総額 3 億円以下 又は従業員 300 人 以下の会社	貸付けを受ける者 の負担する額の 80%以内

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込み
から貸付け
に至るまで
のプロセス



6 その他

融資対象となる
事業の基準

（「水産加工資金融通措置要綱の運用について」（昭和 53 年 3 月 18 日付け 53 水漁第 927 号水産庁長官通知）の別記）

当該事業計画が適当であると認められるものは、1 及び 2 に該当し、かつ、食用水産加工品の供給の安定に資すると認められるものとする。

1 次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 指定都道府県の区域内において、指定水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の高度化及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること。
- (2) 第 1 の 2 の表の右欄に掲げる都道府県の区域内において、それぞれ同表の左欄に掲げる水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること。
- (3) 第 1 の 3 の(2)に掲げる都道府県の区域内において、第 1 の 3 の(1)に掲げる水産動植物の部位を原材料とする非食用水産加工品の製造及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること。

2 事業計画の内容が次の各号の要件に適合するものであること。

- (1) 事業計画が水産基本計画や都道府県の水産加工振興計画等に即した内容であること。
- (2) 原材料の入手確保が当該地域等の漁獲物の陸揚実績、当該水産加工業者等の原料入手実績等からみて確実であると見込まれること。
- (3) 事業計画が漁港の整備、漁場の整備及び開発等の計画と調和が保たれる等漁業の振興に資すると考えられるものであること。
- (4) 当該事業の実施により、生産性の向上、環境への負荷の低減、資源の有効利用の確保等に資するものであり、かつ、当該事業が技術的及び資金的に見て実現可能であること。
- (5) 用地が確保されているとともに、工場の配置、排水処理施設等の計画が適切であり、周辺地域の居住者等の事業、生活等に支障を及ぼすおそれのないこと。

借入申込みに
必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	C 1－5
ウ	水産加工施設改善計画書（注）	

（注）この資金の融資を受けるに当たっては、「水産加工施設改善計画書」を作成する必要があります。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の事業報告書及び主要勘定科目の明細表
- イ 最新の合計残高試算表
- ウ 見積書又は契約書（写し）
- エ 融資対象施設の図面
- オ 商業登記簿謄本及び定款（写し）（法人の場合）
- カ 保証人調書
- キ 担保不動産等の登記簿謄本，位置図